

## 10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II） ニュージーランド

梅津英明\*  
柴田久\*\*  
飯田龍太\*\*\*

### I. 現在留保（附属書 I）

投資章・サービス章におけるニュージーランドの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>内国民待遇（投資章）</p> <p>1993 年会社法及び 1993 年財務報告法で定められたニュージーランドの財務報告の枠組みに従い、以下の海外の「non-issuer companies」は、監査済財務諸表を法人の登録機関に提出しなければならない。</p> <p>(a) ニュージーランド国外で設立され、ニュージーランド国内で事業を行う会社。</p> <p>(b) ニュージーランド国内で設立された「大会社」であって、その議決権の 25%以上を行使する権利が以下のいずれかの者に保有されている会社。</p> <p>(i) ニュージーランド国外で設立された会社又は法人の子会社。</p> <p>(ii) ニュージーランド国外で設立された会社又は法人。</p> <p>(iii) ニュージーランド居住者でない者。</p> <p>(c) ニュージーランド国外で設立された会社又は法人の子会社。</p> <p>なお、「大会社」とは、以下の基準のうち少なくとも 2 つを満たす会社をいう。</p> <p>(a) 当該会社及びその子会社の総資産が 10 百万 NZ ドルを上回る会社。</p> <p>(b) 当該会社及びその子会社の総売上高が 20 百万 NZ ドル以上である会社。</p> <p>(c) 当該会社及びその子会社の正社員に相当する従業員の数が 50 人以上</p>

\* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

\*\* しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

\*\*\* いいだ りゅうた／弁護士・森・濱田松本法律事務所

	<p>である会社。</p> <p>上記の義務は、当該海外の会社が監査済のグループ財務諸表を法人の登録機関に提出しているニュージーランドの会社の子会社である場合には適用しない。</p>
農業	<p>内国民待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>2001年酪農業改革法及び規則は、動物の群れの検査に関するデータベースの運営について規定している。同データベースは現在 Livestock Improvement Corporation Ltd (LIC)が保有している。</p> <p>同法では、ニュージーランド政府は同データベースを別の酪農業者に管理させることができるが、ニュージーランド政府は、当該管理者の選定にあたって、当該管理者、当該管理者を所有又は支配する者並びに当該管理者の経営幹部及び取締役の国籍及び居住地を考慮することができる。また、当該管理者の株式保有者を国籍に基づき制限することができる。</p> <p>同法は、乳牛の群れの検査を行う業者に、データを LIC 又はその後継者に送付することを義務付けている。</p> <p>同法は、同データベースへのアクセスについて規定しており、その利用目的がニュージーランドの酪農業にとって有害である場合には同データベースへのアクセスを拒否することができ、かかる有害性の判断に当たってはデータベースにアクセスする者の国籍又は居住地を考慮することができる。</p>
通信	<p>内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>外国籍の者が単独で Chorus Limited の株式を 49.9%を超えて取得する場合、同社の規約により、ニュージーランド政府の承認が必要となる。また、同社の取締役の少なくとも半分はニュージーランド市民であることが必要である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>Chorus Limited は、ニュージーランド最大の通信インフラ会社である。</p> </div>
航空輸送	<p>内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>ライセンスを受けた航空輸送企業のみがニュージーランドの国際航空会社として定期的な国際航空サービスを提供することができる。同ライセンス付与の条件として、当該エアラインが実質的にニュージーランド</p>

	<p>国民によって実質的に所有又は有効に支配されていること、ニュージーランドに主要な事業所を有していること、又はニュージーランド民間航空当局の規制に服していること等を含めることができる。</p>
<p>航空輸送</p>	<p>内国民待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章）      外国籍の者が単独でニュージーランド航空の議決権付株式を 10%を超えて保有することは原則としてできない。      また、同社の少なくとも 3 名の取締役はニュージーランド居住者でなければならず、過半数の取締役はニュージーランド市民でなければならない。</p>
<p>全分野</p>	<p>内国民待遇、特定措置の履行要求並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>(a) 以下の投資については、ニュージーランド政府の事前の許可を要する。政府機関以外によるニュージーランド企業の株式又は議決権の 25%以上の取得であって、その際の取引額又は資産価値が 200 百万 NZ ドルを超える場合。</p> <p>(b) 政府機関以外によるニュージーランドでの事業の立ち上げ又は既存の事業の取得であって、200 百万 NZ ドルを超える支出を伴う場合。</p> <p>(c) 政府機関によるニュージーランド企業の株式又は議決権の 25%以上の取得又は支配であって、その際の取引額又は資産価値が 100 百万 NZ ドルを超える場合。</p> <p>(d) 政府機関によるニュージーランドでの事業の立ち上げ又は既存の事業の取得であって、100 百万 NZ ドルを超える支出を伴う場合。</p> <p>(e) ニュージーランドの外国投資法制によってセンシティブ又は特定の承認を要するとされている特定のカテゴリーの土地の取得又は支配（金額を問わない）の場合。</p> <p>(f) 漁獲割当への海外投資となる一切の取引（金額を問わない）の場合。</p> <p>外国投資家は、ニュージーランドの外国投資制度に定められた基準並びに所管当局及び所管当局長官が提示する条件に従わなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【解説・コメント】</b>          本項目は関連する包括的留保の項目（後記「II. 包括的留保（附属書 II）」の最初の項目）と併せて確認することが必要となる。</p> </div>

**【附属書 I に関する全体的解説・コメント】**

日本はニュージーランドとの間で投資協定又は経済連携協定を締結していない。TPP 協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用され、法的安定性や予見可能性が高まった。

## II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章におけるニュージーランドの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
全分野	<p>内国民待遇、特定措置の履行要求（投資章）並びに経営幹部及び取締役会（投資章）</p> <p>ニュージーランドは、ニュージーランドの外国投資制度により認可が必要となる外国投資のカテゴリーに適用される認可基準を決める措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【解説・コメント】</b></p> <p>本項目は関連する現在留保の項目（前記「I. 現在留保（附属書 I）」の最後の項目）と併せて確認することが必要となる。</p> </div>
全分野	<p>最恵国待遇（投資章・サービス章）</p> <p>ニュージーランドは、豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定（ANZCERTA）又は太平洋経済緊密化協定（PACER）の当事国間における経済統合又は貿易自由化のために採用された異なる待遇を締約国又は非締約国に与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

また、ニュージーランドは、市場アクセス（サービス章）につき、全ての分野において、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条におけるニュージーランドの義務に矛盾しない措置を採用又は維持する権利を留保している。但し、同条に規定する市場アクセスの内容は、概要、以下の点で改善している。

### 【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービス消費者へのサービス提供）を、第 3 モードとは、商業拠点（ある国のサービス提供者による、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供）を、第 4 モードとは、人の移動（ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供）をそれぞれ意味する。

分野	市場アクセスの改善
<b>実務サービス</b>	
自由職業サービス	
外国法サービス タックス・プランニング及びコンサルティング・サービス 総合エンジニアリング・サービス 都市計画及び景観設計サービス (CPC8674)	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
電子計算機及び関連のサービス	
電子計算機を含むオフィス機器及び備品の保守及び修理サービス その他の電子計算機サービス	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
その他の実務サービス	
経営相談サービス 経営相談に関連するサービス 畜産業に付随するサービス 人員をあっせん及び提供するサービス 写真サービス 会議サービス (CPC87909) その他の信用調査報告サービス 債権回収サービス 内装デザインサービス (CPC87907) 電話応答サービス 複写サービス メーリングリスト統合サービス及びメールサービス等	以下の通り新たな約束をした。 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
<b>通信サービス</b>	
郵便サービス及びクーリエサービス	
郵便物の取扱いに関連するサービス (宛先が国内外いずれであるかを問わない) A. あらゆる物理的媒体を介した書面によ	以下の通り新たな約束をした。 第1モード及び第3モード：制限しない。 ただし、反競争的行為を行った郵便業者に

<p>るコミュニケーションの取扱い（ハイブリッドメール・サービス及びダイレクトメールを含む。）</p> <p>B. 小包及びパッケージの取扱い</p> <p>C. 刊行物の取扱い</p> <p>D. A.ないしC.の項目の書留郵便及び保険付き郵便による取扱い</p> <p>E. A.ないしC.の項目の速配サービス</p> <p>F. 宛名不記載郵便 G. 文書交換</p> <p>H. その他のサービス</p>	<p>対し、市場での操業に関する追加的制限及び登録抹消を課すことがある。</p> <p>第2モード及び第4モード：分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されない。</p>
<p><b>建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス</b></p>	
<p>建築物に係る総合建設工事</p> <p>土木に係る総合建設工事</p> <p>設置及び組立工事</p> <p>建築物の仕上げの工事</p> <p>その他</p> <p>敷地造成：新規工事（パイプライン以外）</p> <p>固定構造物の保守及び修理</p>	<p>第1モード：従来の制限から、コンサルタント・サービスについては制限なしに置き換える。</p>
<p>その他</p> <p>操業者を伴う建築物の建設・解体又は土木のための機器に関するレンタル・サービス</p>	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第1モード：制限しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。</p> <p>第4モード：分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されない。</p>
<p><b>流通サービス</b></p>	
<p>問屋サービス</p>	<p>従来の約束を改善した（一例として、以下のような内容）。</p> <p>CPC-62113-62115, 62117-62118 について</p> <p>第1モード：制限しない。</p> <p>第2モード：制限しない。</p> <p>第3モード：制限しない。</p> <p>第4モード：分野横断的なセクションに記載されたものを除き拘束されない。</p>

卸売サービス	<p>従来の約束を改善した（一例として、以下の様な内容）。</p> <p>CPC-6223-6226, 6228 について</p> <p>第 1 モード：制限しない。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
<b>教育サービス</b>	
その他の教育サービス	
<p>以下のサービスに関するその他の教育サービス：</p> <p>私立専門語学学校において提供される語学訓練</p> <p>ニュージーランドの義務教育制度外で運営される私立専門学校で提供される初等及び中等レベルの授業</p>	<p>以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第 1 モード：制限しない。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
<b>環境サービス</b>	
<p>汚水サービス</p> <p>廃棄物処理サービス</p> <p>ごみ処理サービス</p> <p>衛生サービス及びこれに類似するサービス</p> <p>環境大気及び気候の保護サービス</p> <p>土壌及び水質の改善及び浄化サービス</p> <p>騒音及び振動の軽減サービス</p> <p>生物多様性及び景観の保護サービス</p> <p>その他の環境及び付随するサービス</p>	<p>コンサルタント業と私企業との間で契約されたサービスに関して以下の通り新たな約束をした。</p> <p>第 1 モード：制限しない。</p> <p>第 2 モード：制限しない。</p> <p>第 3 モード：制限しない。</p> <p>第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
<b>運送サービス</b>	
海上運送サービス	<p>全ての海上サービス分野に関する既存の制限を以下の通り変更した。</p> <p>全ての海上サービス分野に適用される一般的要件：CPC01、02、211、213-216、22、2399 及び 261 に含まれる商品に対して提供される海上運送及びその関連サービスの広告及び販売：</p>

	CPC21111、21112、21115、21116 及び 21119 (牛及び羊の食用臓物のみ)、CPC2613- 2615 (羊毛のみ)、並びに CPC02961-02963 (羊毛のみ) の商品に関連する広告及び販 売を除き拘束されない。
海上補助サービス	
海上荷役サービス	以下の通り新たな約束をした。 第1モード:(船から船又は埠頭を介する) 積換え及び船上の船荷の取扱い機器の利 用を制限しないことを除き拘束されない。 第2モード:制限しない。 第3モード:制限しない。 第4モード:分野横断的なセクションで 記載されたものを除き拘束されない。
通関手続サービス コンテナ集積所及び預入サービス	以下の通り新たな約束をした。 第1モード:拘束されない。 第2モード:制限しない。 第3モード:制限しない。 第4モード:分野横断的なセクションで 記載されたものを除き拘束されない。
海上代理人サービス	以下の通り新たな約束をした。 第1モード:制限しない。 第2モード:制限しない。 第3モード:制限しない。 第4モード:分野横断的なセクションで 記載されたものを除き拘束されない。
航空運送サービス	
航空運送サービスの販売及びマーケティング	第1モード、第2モード及び第3モード について既存の制限を以下に変更した。 CPC01、02、211、213-216、22、2399 及 び261に含まれる製品(ただし、CPC21111、 21112、21115、21116、21119 (牛及び羊の 食用臓物)、2613-2615 (羊毛) 及び 02961- 02963 (羊毛) に関連する広告及び販売は除 く) について拘束されない。

<p>航空機の保守及び管理サービス</p>	<p>以下の通り新たな約束をした。          第1モード：拘束されない。          第2モード：制限しない。          第3モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。          第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
<p>航空機の操縦サービス          CPC74610（ただし航行補助を除く）</p>	<p>以下の通り新たな約束をした。          第1モード：制限しない。          第2モード：制限しない。          第3モード：制限しない。          第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
<p>その他の航空運送に関するサポート・サービス          CPC74690（ただし、消防活動及び防火サービスを除く）          貨物及び手荷物取扱いサービス（CPC741）          タラップ取扱いサービス（CPC741）</p>	<p>以下の通り新たな約束をした。          第1モード：拘束されない。          第2モード：制限しない。          第3モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。          第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
<p>空港マネジメント・サービス</p>	<p>以下の通り新たな約束をした。          第1モード：制限しない。          第2モード：制限しない。          第3モード：制限しない。          第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>
<p>いずれにも含まれないその他のサービス</p>	
<p>その他のサービス</p>	
<p>洗濯、クリーニング及び染物サービス</p>	<p>以下の通り新たな約束をした。          第1モード：制限しない。          第2モード：制限しない。          第3モード：制限しない。          第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。</p>

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本はニュージーランドとの間で投資協定又は経済連携協定を締結していない。TPP 協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用され、法的安定性や予見可能性が高まった。また、上記のとおり、GATS 第 16 条に規定する市場アクセスの内容が改善している。

III. 備考及び更新情報

ver.2：附属書Ⅰに関する全体的解説・コメントを加筆の上、TPP 協定（訳文）、及び他の締約国の留保表の解説における表現等に平仄を合わせた字句訂正及び加筆・修正、その他表のフォーマット調整を行った。

ver.3：附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆の上、明確化のための加筆・修正を行った。